

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆ほうじん春号

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
4	8	金	新社会人セミナー	9:30 ~ 16:00 於:天神ビル
4	11	月	本部監査受査(2021年度分)	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室
4	20	水	正副会長会	14:00 ~ 14:50 於:西鉄グランドホテル
4	20	水	理事会	15:00 ~ 16:00 於:西鉄グランドホテル

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
4	13	水	ホームページ検討会	10:00 ~ 10:50 於:福新楼
4	13	水	役員会	11:00 ~ 12:00 於:福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
4	14	木	全国女性フォーラム(静岡大会)	~ 於:ツインメッセ静岡
4	未定		役員会	~ 於:未定

(I) 税務カレンダー

- 4月11日 ●源泉所得税の納付
- 4月15日 ●給与支払報告に係る給与所得者異動届出（市町村長）
- 5月2日 ●公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
 - 2月決算法人の確定申告
 - 8月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

自己株式 (2)

税理士 堤 一 博

前月号に引き続き、自己株式について説明します。

今回は、事業承継の場面での自己株式の利用についてコメントします。

中小企業の事業承継については、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」による「事業承継税制」の利用を検討されている企業もあることと思います。

国税庁は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」を作成していますので、詳細はこちらを参照ください。

この法人版事業承継税制をざっくりとよれば、後継者である受贈者・相続人等が、上記円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた計画により非上場会社の株式等を、その後継者が贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があり、特例措置については、事前の計画策定等や適用期限が設けられていますが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）がされているなどの違いがあります。

つまり、会社の継続を条件に、事業承継を受けた後継者の相続税や贈与税を免除する、という制度ですが、その免除は、その後継者のさらに次の後継者に承継された時点となり、それまでは、あくまでも『納税の猶予』の状態にあることとなります。

特例措置の場合には、認定経営革新等支援機関の確認を受けた「特例承継計画」の策定が必要で、その計画に従い、所定の要件を順守することが必須で、これに违背する場合には、『納税の猶予』が取り消されます。また、長期にわたり定期的に届出書の提出が必要です。

このあたりが、事業承継税制の普及が必ずしも進んでいない一因といえます。

さて、通常の相続により取得した非上場の同族支配株式をその発行会社で買い取ってもらう場合を考えてみます。と言うのも、相続が発生した場合、納税資金が準備できているケースは、必ずしも多くないのが現状です。

株式発行会社からみると、自己株式の取得となります。前回、自己株式(1)で説明したように、発行会社が株主に支払う金額は、①資本金の払い戻し部分と②利益の分配（＝配当）部分から構成されたものとみて、課税関係が整理されます。

このうち、②利益の分配（＝配当）部分については、「みなし配当」として20.42%の所得税の源泉徴収を受けます。さらに、確定申告がかならず必要となり、配当所得として他の所得（給与所得、事業所得、一時所得、雑所得など）と合算する総合課税となり、累進課税（5.105%～45.945%）が適用されるため金額によっては適用される税率が高くなります。ただし、配当控除は受けることができます。

相続により取得した非上場株式の自己株式化取引については、一定の手続きを行い、譲渡対価の全額を申告分離の「譲渡所得」として申告することができる制度があります。

『相続により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例』です。

この制度を使うと、①自己株取引を「譲渡所得」として、15.315%の申告分離として、「総合課税」の累進課税を緩和する、②「譲渡所得」とするので「みなし配当」課税の適用を受けずに源泉徴収はない、などの直接的なメリットがあります。さらに、③相続税額を取得費に加算する特例を使えば、取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算して収入金額から控除することができます。

手続きの概要は、下記のとおりです。

(1) 「みなし配当」課税の不適用

その非上場株式を発行会社に譲渡する時までに「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」（譲渡人用：右上）を発行会社に提出します。発行会社は、「同届出書」（発行会社用：右下）を作成したうえで翌年の1月31日までに所轄税務署長に、一緒に提出する必要があります。

ここで、重要なポイントは、相続税申告書の提出期限から3年以内に、その相続株式の売買（自己株式取引）が行われることです。

(2) 翌年の確定申告

その相続株式（発行会社からいえば、自己株式）の売買取引について、申告分離の「譲渡所得」として申告し、相続税額を取得費に加算する特例を受けるためには、下記の書類を添付することが必要です。

- ・ 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書
- ・ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書


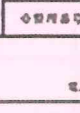
なお、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」を使用すると、取得費に加算される相続税額を計算することができます。

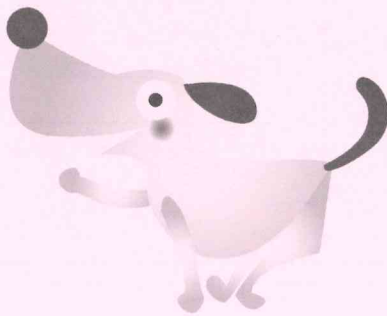
ところで、相続税は、原則、相続が開始してから10か月以内に申告・納付しなければなりませんから、非上場株式の発行会社への譲渡（自己株式）を、相続税における納税資金確保を目的として行う場合、相続が開始してから検討しては間に合わないと思われます。また、前月号で触れたように、発行会社が自己株式を取得する場合の「財源規制」があり、さらに、1株当たりの「時価」の把握は、相続税申告の際に行っている「株式評価による価額」により行い、それと比較して売却金額が妥当なものかどうかで判断しますので、事業承継の場面に直面する前に、顧問の税理士先生などの専門家と入念に検討しておくことを強くお勧めします。

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

			
譲渡人	住所又は居所	〒	電話 - -
令和 年 月 日	(フリガナ)		
氏名			
税務署長殿	個人番号		
<small>相続税特別措置法第5条第2項第1項の規定を受けたいので、相続税特別措置法施行令第5条第2項第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</small>			
被相続人	氏名	死亡年月日	令和 年 月 日
	死亡時の住所又は居所		
納付すべき相続税額又はその見込額		<small>(注) 納付すべき相続税額又はその見込額が「0円」の場合には、この欄の適用はありません。</small>	
譲渡に係る譲渡株式			
上記のうち譲渡をしようとする株式			
その他参考となるべき事項			

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

			
譲渡会社	所在地	〒	電話 - -
令和 年 月 日	(フリガナ)		
氏名			
税務署長殿	個人番号		
<small>上記譲渡人から株式を譲り受けたので、相続税特別措置法施行令第5条第2項第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</small>			
譲り受けた株式数			
1株当たりの譲渡対価			
譲受年月日	令和 年 月 日		
<small>(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見込額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うこととなります。この場合、届出書の提出は不要です。</small>			



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
2022	4	8(金)	9:30～16:00	本 部	新社会人セミナー (2月号に案内同封済み)	天神ビル	
		20(水)	14:00～14:50	本 部	正副会長会	西鉄グランドホテル	
		20(水)	15:00～16:00	本 部	理事会	西鉄グランドホテル	
	5						
	6			15:00～16:50	本 部	第11回通常総会、理事会	ソラリア西鉄ホテル
		7(火)		17:00～18:30	本 部	講演会	ソラリア西鉄ホテル
				18:30～20:00	本 部	会員交流会	ソラリア西鉄ホテル
				10:30～16:30	本 部	パソコン講座(エクセル初級) 企画調整中	サンセルコビル
				10:30～16:30	本 部	パソコン講座(ワード初級) 企画調整中	サンセルコビル
		22(水)	14:00～15:30	本 部	リスクマネジメントセミナー (オンラインで企画調整中)		
	7						

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。